

保健医療特別会計補正予算(第一号)について御説明を申し上げます。
歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四百八十六万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九億三千六百十四万一千円と定めようとするものでございます。
第一表 歳入歳出予算補正につきましては二ページをお開きいただきますと存じます。

まず歳入でございますが、繰越金、本会計も五十七年度の繰越金がすべてでございます。四百八十六万六千円の繰越金を歳入として入れようとするものでございまして、歳入合計が九億三千六百十四万一千円と相なるものでございます。

次に歳出でございますが、諸支出金といたしまして四百八十六万六千円の内訳をいたしまして償還金及び還付金といたしまして三百五十六万円でございしますが、これは国庫支出金の精算還付金が百二十七万八千円、都の支出金の精算還付金が三十一万九千円、支払基金の精算還付金が百九十六万三千円というものでございます。次に他会計の繰出金でございますが、百三十万六千円でござい

ますが、これは本会計の精算によります。一般会計への繰出金でございます。百三十万六千円でございします。これらの合計が四百八十六万六千円と相なるものでございまして、歳出合計が九億三千六百十四万一千円となるものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議いただきまして原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。
○二番(在原 博君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十四号については、厚生委員会に付託することを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま在原 博君から、本案は厚生委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十四号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十一議案第七十五号昭和五十八年度福生

市福生郡市計画事業福生工地区画整理事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名によりまして議案第七十五号昭和五十八年度福生市福生郡市計画事業福生工地区画整理事業会計補正予算(第一号)につきまして御説明申し上げます。

まず一ページの総則でございますが、第一条で歳入歳出それぞれ二百十五万四千元を追加し、歳入歳出予算の総額を六千八百二十五万三千元と定めるようにするものでございます。

次にその内容でございますが、四ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、繰越金で二百十五万四千元を補正しようとするものでございます。

次に五ページでございます。五ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、総務費の一般管理費におきまして六万四千円の補正でございます。これは全額人件費の補正でございます。

次に予備費でございますが、二百九万円の補正でございます。これは計数の整理によるものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

○二番（在原 博君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十五号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

ただいま在原 博君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第十二議案第七十六号昭和五十八年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして議案第七十六号昭和五十八年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

まず一ページの総則でございますが、第一条で、歳入歳出にそれぞれ四千四百五十万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二十二億九千四百三十万三千円と定めようとするものでございます。

次に内容について御説明申し上げます。四ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、四千四百五十万六千円の補正でございます。これは前年度の繰越金でございます。

次に五ページをお開きください。

歳出でございますが、まず総務費の一般管理費でございますが、百二十四万二千円の補正でございます。これは全額人件費でございます。次に維持

管理費でございますが、百七十九万円の補正でございます。これは昭和四十九年式蔵野幹線の立て坑工事を施行するに当たりまして、福生市熊川二七七番地の野島清次郎さんの住宅が支障になり住宅を引き寄せたしましたが、引き寄せた家が低地で八十センチほどの盛り土をいたしました。また立て坑の工期の関係により引き寄せた家を急いだためか住宅が若干沈下し、屋根がわらのずれ、壁の亀裂、建具のたてつけの不良等が発生し、以前から野島さんからの申し入れがありまして長期間話し合いました結果、今回、話し合いがつき補償をしようとするので補正をお願いしたわけでございます。

次に事業費の管理費でございますが、三千三百八十六万二千円の補正でございます。その内容は、委託料で四百五十八万円の補正でございます。これは本予算に計上しております工事費分の設計委託料、それから現在、工事に入っております中央五号幹線の工事に伴う国鉄の横断の委託料で、橋梁整備の委託料の増額によるものでございます。次に工事請負費でございますが、二千九百四十八万円の補正でございます。これは立川第二処理分区、福東地区の五日市街道の汚水管工事費と郡市計画街路二二四

号線熊野橋付近の汚水管工事の補正でございます。次に負担金、補助金及び交付金でございますが、十九万八千円の減額でございます。これは西住宅地区周辺排水路新設工事の一般会計に計上してある人件費の減による負担金の減でございます。

次に予備費の補正でございますが、四百六十五万二千円の補正でございます。これは計数整理によるものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十三番(木田治男君) 本下水道事業の予算に限ってではございませんけれども、いままでは一般会計やら、その他特別会計を審査してきたわけですが、それで各常任委員会に付託されるわけでございますけれども、あえてここで質問いたしますか、要望申し上げたいんですけれども、先ほどの上野議員の質問とも兼ね合いがあるかと思っておりますけれども、本日、審議しました

予算の内容と云いますか、六月期の期末手当の支給に伴う補正が主なような内容でございます。

各事例におきましては確かに六月の定例会においていろいろ審議するわけですが、予算について例年こういった九月議会で審議をしてゐる。

これから審議されるであろう水道会計におきましてはもうすでに終わつていふところ、状況を考えてみると、できるだけ、やはり各事例とともに六月期に見込みでもってあるからいいわというふうな状態で六月期においての支給というものは延び延び、延び延びといふすか、九月に審議するというふうな状態になつてきていると思ひます。ここににつきまして、やはり各事例と同時に予算化するというふうなスタイルが私は望ましいというふうに考えております。

今回、特にこの下水道におきまして繰越金だけの要するに補正でございます。できるだけ早い時期に繰越金などは五月の出納閉鎖でわかるわけですから六月期に上程ができるんじゃないかと、いうふうにも考えられますので、全般につきまして、一般会計も含めて全般につきまして、この扱いについて要望をいたしておきます。

よろしく願ひいたします。

○議長(田村市郎君) 要望だからいいんですね。

○十四番(仲村清信君) ページの五ページです。歳出の関係、維持管理費。

この説明を聞いた内容と維持管理という用途の性格、ちよつと聞かして、おきたいんですけれども、いま部長の説明では、この工事施行に伴つて住宅を引いたと、これは市の方でやったわけではなく、契約した業者等の仕事の中でやられておると思うんですけれども、後にそういった補償を必要とするような状態が発生したわけではございすけれども、この工事契約においてこういう家を引くとか、そういうものは責任の所在を当初の契約の時点においてはっきりしておくべきではないか。私も、一般的に考えたときには契約の内容にそういつたものをうたうべきである。それでなかつたらば、いなかげんの工事をやって、後まづかつた。そのまづかつた分については市の方で補償すればいいんだというふうなことで、これは大変問題があるのではないか。その点の契約内容そして業者には無過失な状態であつたのか。これらについて、どうしても市の方が

補償しなければならなかったその経緯についてだけ説明をお願いしたいと思ひます。

○総務部長(浅見裕康君) 　お答え申し上げます。

本件につきましては、先ほど建設部長が御説明申し上げましたとおり、四十九年度の武威野幹線の工事の後の影響でございまして、非常に御案内のとおり時間が経過しているということが一点、ございまして。

それで、いわゆる補償の方法と申し上げますのは、いわゆる対象になるべき方ですね。この場合は野島さんでございすけれども、その方から委任状をいただきましてこの委任状をもとに私の方で業者をあっせんするような形で施行されてきたわけでございます。したがって、引いた時点においては一応おさまったという形で実際には工事の完了の確認の判も実は施主からもちろんだいておるわけでございす。その後先ほど御説明申し上げましたように非常に期間もかかっている、いろいろなことでございまして、最大の原因は恐らく盛土であつたといふことで、あそここの通りは相当車も多い、いろいろな原因をもちまして現在のような状態になつてきたといふようなことでございまして、一応の引き家

工事としては委任状で基づいたものは施行されてきていたわけでございす。したがって、事後の影響と申し上げますが、そういうことの見通しが若干御指摘のとおり甘かったといふことに相なるかと思ひますけれども、その辺のところはどうしても現在時点では、やはり、この問題については、やはり相当これは補助事業の関連でもございまして、短期間に施行せざるを得なかったという事情も実はあろうかと思ひます。いずれにしろ、そういうことで非常に、やうと拝み倒して実はあそこを引かせてもらったといふような事情も実はあるわけでございまして、暮れの、正月を迎えられるかどうかといふようなことで相当当時担当者も苦慮したようではございす。

いろいろな経過を経て実は先ほど申し上げましたような施主からの御要望もございまして、私どもの方が補償事務を行っているので現場へお伺ひしていろいろ実は長いこと話し合ひをしたわけでございす。

やういった一連の経過をもちまして、ある意味では若干政治的な決着といふような色彩もなきにしもあらずでございすけれども、結局のところ、やはり市に協力された市民に迷惑をかけたといふようなことでございすので、市

側でこの点については確認できる範囲でございすけれども、これについては一応補償しようではないかというふうな考え方でございす。本件につきましては、先般の建設協議会におきましては、もし、ある程度の見通しがついて、かつ、ある程度原則的なる解がつかますれば九月の補正でお願いするということのようなことで実は御相談申し上げた経緯がございす。その時点でも、それは確かかいろいろ問題はあるとしても現在時点では市側でこれについてはめんどうをみるべきであるというふうな御指示もちょうだいをしておりまして、そういう経緯をもちまして今回補正をお願いしたということとでございす。

したがって、契約その他の関係につきましては先ほど、最初に申し上げましたように委任状という形で施主と業者という相対になりますので、それについては市側では現在そういうふうな考え方を持っているわけでございす。

以上でございす。よろしくどうぞ。

○十四番(仲村清信君)　そうすると、あれですか、野島さんと家を引いた工事屋さんとの間の契約という形なんですね。市の方との、工事人との契約ではないという、いま御説明なんですけれども、それはかたく言いますと、この場合、市の方

で補償をするということには私は法的には当たらない。ただ、いす部長の方の説明されたように、市の事業計画に対して全面的に家を動かすというふうな大きなものの御理解、御協力が得られた、その市民の方に結果的には大変な御迷惑をおかけした、それに対する市の方で補償をやるうと、こういうことだということなんですけれども、いろいろこれから開発等が進んでまいりますと、たまたま、これ百五十万円ですから政治的な決着というふうなことで事が済ませますけれども、時と場合によりましては大変な高額な補償をやっつかなければならぬという事態もあり得るわけでございまして、今後の問題として。

要望でございすけれども、こういったときには委任状をもらって工事屋さんと契約をされたというが、市がそれに立ち会っておるんですから必ずそういう点、後ほど盛り上げるところでは地盤沈下もあるであろうということの想定はその地点において専門的に考えればあるわけですから、これはひとつ、そういう点について責任をどうされるかというふうな契約にもほつきりとした形でその時点で指導するなり、それが工事の関係で民間の業者と市民との中での間で

うまくないというならば市がはつきりとしてここに契約の段階で私は立ち入るべきではないか、このように考へております。

今回の問題については野島さんには大変な御迷惑をかけたと思ひますけれども、ただ金額の大小ではなく、根本的にその取り組み方についていまだ少し真実剣にやっておかないと、大きな金額の補償をするというふうな問題では大変問題が複雑化し、市民に迷惑をかけたしまう人ではないかということ考へての今回の、これ、一つのこれからの参考になつて十分その点を御配慮しながら工事を進めていただければということ、要望してあります。

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

○二番(在原 博君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第七十六号については、建設委員会に付託することを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま在原 博君から、本案は建設委員会に付託された旨の動

議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第七十六号は、

建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十三議案第七十七号昭和五十八年度福

生市受託水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名によりまして議案第七十七号昭和

五十八年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)につき

まして御説明申し上げます。

まず一ページの総則でございますが、第一条で歳入歳出それぞれ三百八十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を五億二千四百四十万円と定めようとするものでございます。

次に歳入歳出につきまして御説明申し上げます。四ページをお開きいただきたいと思います。

受託水道事業収入の建設工事収入で三百八十万円の補正でございます。この財源は全部都費でございます。

次に五ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、受託水道事業費の水道改良費で三百八十万円の補正でございます。これは市道の舗装に伴います配水管増径管種替工事費でございます。今般、市道舗装に伴う工事をしようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜り原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明いたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○九番(上野重勝君) ちよつとお伺いしますが、この予算だけ人件費が計上されていらないんですが、これはどういふわけですか。

○建設部長(内田和雄君) 受託水道事業費でございます。当初に全額が計上してあるというところでございまして、この補正には補正をしないで処理ができたというところでございます。

○九番(上野重勝君) たしか、これは期末勤勉手当の増額によるもので六月の議会で条例を議決して支給したという経過があるわけですが、やうすると当初予算にもうすでに議決された条例分まで含んであったということですか。

○建設部長(内田和雄君) 都費でございます。その期末勤勉手当等につきましてはその月数等につきましては当初予算で計上してあるということでございます。

○九番(上野重勝君) これは福生市の予算ですから福生市の条例に基づいて予算を計上すべきものであろうかと思いますが、どういふわけで福生市の条例以上に予算を計上してあるわけですか。

○議長(田村市郎君) 暫時休憩します。

午前十一時四十二分 休憩

午前十一時四十七分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長(浅見裕康君) 入件費関係でござりますので私の方からお答え申し上げます。

御案内のとおり、実は水道会計は歳入の方は、いわゆる受託事業収入という事で一本化されております。これについては入件費ももちろん工事関係すべてが部の財源で賄われておるわけでござります。

もう一点、実は、こういった予算の組み方をしておりますのは御案内のとおり一元化された形で東京都から、これは福生に限らず、幾つもの市がこういった形の収入を部の水道局から今回いただきまして予算を組んでおるといふことでございまして、都におきましても従来から財源が非常に厳しい中の水道事業であるというより、このこともございまして、仮に一般会計というより、形でギリギリに組みまして、後、財源補正をするときに、その財源が部においてないというより、形が発生した場合に手当てできないというより、このこともございまして、非常に、ただいま御指摘いただきましたような点においては若干疑問が

あるわけでございますけれども、あくまでも、これは暫定的な一つの入件費の見込み計上でござりますので、ある程度運用の解釈上、適正ではないにしてもやむを得ない措置であらうというふうな結論に達しまして、従来から入件費につきましては前年度の実績額だけではぜひひとつ受託水道事業費の中へ積算をして東京都の方へ要求をしていただきたい、受託収入の中へそういうものを入れて要求してもらいたいというより、協議がされております。ただいま御指摘がありましたような形の予算を組んであるというより、このことでもござります。

いずれにしても、これについてはごくシビアに検討すれば、いま上野議員さんが御質問で御指摘されたような趣旨についてはそのとおりだと思いますけれども、そういう特殊事情がござりますのでこういった予算編成をしてきたというよりは経過でござります。

私ども十分それらの点を踏まえまして研究して、自治体としてほかの方法、適正な方法がとれるとすれば、その辺はかなり十分研究をいたしまして措置をしていきたい、かように考えております。御了解願いたいと思います。(「了解」と呼ぶ者あり)